

7月からレジ袋の有料化が始まる

容器包装リサイクル法に基づいて、7月からレジ袋の有料化が義務になります。

昨年5月に、G20大阪サミットにあわせて策定された国の「プラスチック資源循環戦略」で、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが目標と打ち出され、「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめ、無償頒布を止め『価値づけ』をすること等を通じて、消費者のライフスタイル変革を促します」とされていました。

今回有料義務化されるのは、商品を入れる持ち手のあるものが対象です。生鮮売場にある袋は対象外。クリーニングも商品ではなく、役務であるため対象外とされています。

値段は国が決めるのではなく、各事業者に任されています。環境省が示した「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」では、先行事例として有料化が袋2～5円の場合の辞退率のグラフが示されており、この範囲になると考えるのが常識的でしょう。

これまでレジ袋を要らないと申告すると値引きしてくれるスーパーがありましたが、7月以降は「値引きは有料化とみなさない」とガイドラインが示しているので、値引き制は廃止される見込みです。

グリーンピース・ジャパンプラスチック問題担当の大館弘昌氏は、「レジ袋は、プラスチックごみ（廃プラ）全体の約2%でしかない。国際的には、有料化どころか禁止の動きが加速し、プラごみ全体をどうするかという議論が進んでいるなか、日本の出遅れ感が目立ってしまう結果となった。」とコメントしています。

こうした中、京都府亀岡市議会は3月議会で「プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定しました。世界に誇れる環境先進都市の実現に向けて条例制定までに約50回の説明会を行い、全国初の条例制定につなげたそうです。

来年1月1日からプラスチック製レジ袋の提供が有償無償を問わず禁止されます。紙袋や生分解性袋も無償配布は禁止となり、同年6月1日からは、これらに違反した事業者が市の立ち入り調査や是正勧告に従わない場合、事業者名を公表するとしています。

亀岡市に喝采を送るとともに、後に続く努力が必要です。

